

## 「電子書籍に対応した著作権」(仮称)の整備に係る法的論点例(案)

※ 電子書籍等に対応して整備される権利について、「電子書籍に対応した著作権」と記載する。

### 1. 「電子書籍に対応した著作権」の位置付け

- 現行の著作権と「電子書籍に対応した著作権」の関係

### 2. 権利の主体・客体

- 「電子書籍に対応した著作権」の設定を受ける主体の範囲
- 「電子書籍に対応した著作権」の設定の対象となる客体の範囲

### 3. 権利の内容

- 「電子書籍に対応した著作権」の権利の内容等
- 対象を「特定の版面」に限定した権利の付与の是非

### 4. サブライセンス

- 紙の出版物の出版・電子書籍等の配信に係るサブライセンスの取扱い
- サブライセンスを認めた場合における著作権者の関与の在り方

### 5. 著作権者の義務

- 「電子書籍に対応した著作権」に係る義務の在り方(※6.に関連)
- 紙の出版物に係る著作権者の義務の見直しの要否

### 6. 著作権の消滅請求

- 紙の出版物に係る著作権の消滅請求と「電子書籍に対応した著作権」の消滅請求の関係

### 7. その他

- 「電子書籍に対応した著作権」の存続期間等
- 「電子書籍に対応した著作権」の制限規定の在り方
- 権利関係の明確性の確保

(以 上)